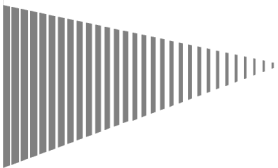


税務会計の用語

EY Mexico
Japan Business Services

松田佳行

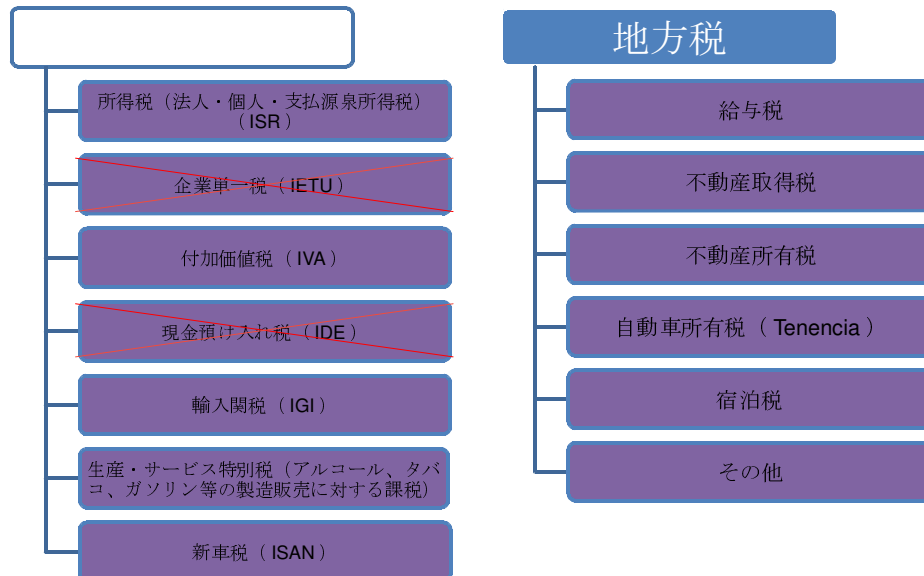
2015年5月23日



Page 1



税制・会計 税金の種類(主要な連邦税・地方税)



▶ IETU,IDE は2014年より廃止

Page 2

税務会計の用語



税制・会計 税金の種類(主要な連邦税)

- ▶税金: Impuesto, Imposición, Contribución, Tributo, Carga (fiscal), Gravamen,
- ▶連邦税: **Impuesto Federal**
- ▶所得税: Impuesto sobre la Renta (ingreso)
- ▶付加価値税: Impuesto al Valor Agregado (VAT)
- ▶輸入一般関税: Impuesto General de Importación (IGI)
- ▶生産・サービス特別税: Impuesto Especial sobre Producción y Servicios (IEPS)
- ▶新車税: Impuesto sobre Automóviles Nuevos (ISAN)

税制・会計 税金の種類(主要な地方税)

- ▶地方税: **Impuesto Local, Municipal(M), Estatal(E),**
- ▶給与税: Impuesto sobre Nóminas (ISN:E)
- ▶不動産取得税: Impuesto sobre Adquisición de Inmuebles (ISAI: M, Traslado de Dominio)
- ▶不動産所有税: Impuesto Predial (Predial: M)
- ▶自動車所有税: Impuesto sobre Tenencia o uso de vehículos (Tenencia: E)
- ▶宿泊税: Impuesto sobre Hospedaje (E)
- ▶その他:
 - ▶街灯税 (Impuesto por Alumbrado Público: M)
 - ▶(源泉)分離課税: Impuesto Cédular (Honorario profesionales, arrendamiento de inmuebles, Enajenación de inmuebles, etc.: E)

税制・会計 法人所得税(ISR)の概要

項目	内容
税率	30%
益金損金発生 の タイミング	利益・損失発生ベース
益金不算入項目	株式評価益等
損金不算入項目	個人所得税において所得とならない、労働者に対する厚生費用（Aguinaldo、PTU等個人所得とならない部分を含む）の47%または53%、退職給付引当金、社有車で130,000ペソを超える分（IVAについても同様）、一定額を超える旅費、交際費の91.5%等
減価償却費	年次償却率が定められている（定額法）。
繰越欠損金	10年繰越可能
月次予定納税	翌月17日までに申告納付 前年度の利益率で計算した利益係数を当月までの名目益金に乗じて算出
年度確定申告	翌年3月末

税制・会計 法人所得税(ISR)の概要

- ▶ 益金・損金（税）発生 の認識 : Reconocimiento de ingresos-gastos (会) 収入 - 費用、経費
- ▶ 益金（不）参入 : Ingresos (No) Acumulables
- ▶ 損金（会：経費）(不) 参入 : (No) Deducibles
- ▶ 減価償却 : Depreciación(有形資産 : Activos Tangibles),
- ▶ Amortización(無形資産 : Activos Intangibles, Gastos Diferidos)
- ▶ 繰越欠損 : Perdida fiscal acumulada > Amortización
- ▶ 月次予定納税 : Pagos provisional mensuales
- ▶ 年度確定申告 : Declaración Anual de Impuestos

税制・会計 法人所得税(ISR)の主な論点

- ▶ ペソ建ての申告、かつスペイン語の記帳が必要
- ▶ 為替差損益
 - ▶ 外貨建借入金がある場合、為替差益により課税所得増加の可能性
- ▶ インフレーション損益を加味する必要あり
 - ▶ 貨幣性資産 > 貨幣性負債 → 損金、貨幣性資産 < 貨幣性負債 → 益金
 - ▶ 減価償却計算にもインフレ分を反映させる必要あり、会計上と相違
 - ▶ 会計は3年間の累積インフレ率が26%を超過した場合のみ、インフレ会計を適用する。適用となった場合には、2008年12月期まで遡る必要あり。
- ▶ 過少資本税制
 - ▶ 資本合計(期首と期末の平均)の3倍を超える金利を伴う債務(月次残高の平均)がある場合、超過債務に対応する国外関連者への支払利息は損金不算入
- ▶ 開業費
 - ▶ 税務上開業費(研究開発を意図した費用)の資産計上が認められるが、会計上は費用処理の可能性が高い

税制・会計 法人所得税(ISR)の主な論点

- ▶ 記帳 : Registro contable
- ▶ 為替差(損)益 : Utilidad o ganancia (Perdida) cambiaria
- ▶ インフレ損益 : Ganancia y perdida inflacionaria
(Componentes inflacionarios)
- ▶ インフレ調整 : actualización (inflacionaria)
- ▶ 貨幣性資産・負債 : Activo y Pasivo Monetario
- ▶ 過少資本 : Capitalización Delgada, Subcapitalización
- ▶ 開業費 : Gastos Preoperativos

税制・会計 付加価値税(IVA, 英語では VAT)

- ▶ **税率 16%**
- ▶ 大半の食料品や医薬品といった生活必需品、土地、輸出取引は IVA はかからない
- ▶ **キャッシュ・フローベース**
- ▶ 他の税金同様に、月次 IVA (月次受取 IVA - 月次支払 IVA) を翌月 17 日までに申告・納付
- ▶ 月次確定申告は納付額がゼロでも申告義務あり(ISR も同様)
- ▶ 輸入に伴い発生する IVA は輸入時に SAT に納付
- ▶ 支払 IVA 残高(純額)は、他の税金(連邦税)月次申告・確定申告額と相殺可能。還付請求も可能。
- ▶ 設立当初は売上がなく、設備投資・経費の発生が先行するため、支払 IVA が多く計上される
- ▶ 相殺・還付手続きを適切に行わないとキャッシュ・フロー悪化
- ▶ **最初の還付手続は 1 年超かかることもある**(但し、固定資産に関する IVA 還付には優遇制度あり)

税制・会計 付加価値税(IVA, (VAT))ある月の仕訳例

	借方	貸方	
1. 原材料仕入	仕入 200	買掛金 232	▶ キャッシュ・フロー (CF) 発生前
	IVA por Acreditar 32		▶ CF 発生
			▶ CF 発生に伴い振替
2. うち 75% を支払い	買掛金 174	現金預金 174	▶ CF 発生前
			▶ CF 発生
3. IVA 勘定の振替	IVA Acreditar (支払 IVA) 24	IVA por Acreditar 24	▶ CF 発生に伴い振替
4. 製品売上	売掛金 348	売上 300	
		IVA Causado, No cobrado 48	
5. うち 75% の入金	現金預金 261	売掛金 261	
▶ 受取 IVA と支払 IVA の純額として、受取 IVA12 を翌月 17 日までに申告・納付 (支払 IVA が多ければ還付・相殺)			
6. IVA 勘定の振替	IVA Causado, No cobrado 36	IVA Causado, Cobrado 36	
		(受取 IVA)	

税制・会計 固定資産に関する IVA 還付優遇措置

- ▶ 還付申請に対する審査結果の通知期限
 - ▶ 固定資産を購入、製作、建設(それに関わるサービス、リースを含む)した場合、当該固定資産に対する投資により発生した IVA の還付申請については、以下の条件を満たすことにより、**20 営業日以内**に、SAT による**審査結果の通知**を受けることができる。
 - ▶ 固定資産への投資に関する IVA の還付申請額が、還付申請する IVA 残高の 50% 以上。
 - ▶ 還付申請額が 1,000,000 ペソ以上でなければならない。(1,000,000 ペソ ÷ 16% = 6,250,000 ペソの投資(1 ペソ 8 円として、日本円で 50 百万円相当))
 - ▶ 当該固定資産は **2014 年 1 月以降**に、新たに取得、あるいは完全輸入された資産でなければならない。新たに取得された資産とは、メキシコで初めて使用される資産という意味。
 - ▶ 当該固定資産取得に関する支払方法は、記名式小切手、クレジットカード、デビットカード、電信送金のいずれかの方法。
 - ▶ 但し、最初の還付申請に対しては 40 営業日以内で審査され、それ以降の申請に対しては 20 営業日以内で審査されることになる。また、最初の還付申請に先立ち、納税者は SAT に対し、申請書類についての事前レビューを要請することで、20 営業日以内で審査されることになる。
 - ▶ 適用除外の一例として、過去 12 ヶ月以内に 5M ペソ超、あるいは還付申請金の 20% 以上に対して「却下」の判断が下されている場合、上記 20 営業日以内の審査結果の通知の適用はなし。これには、「審査保留」は含まれない。

税制・会計 付加価値税(IVA)

- ▶ 生活必需品 : Productos de primera necesidad
- ▶ 相殺と還付 : Compensación y Devolución
- ▶ キャッシュ・フロー : Flujo de caja o efectivo
- ▶ 仕訳 : Pólizas contables
- ▶ 固定資産に関わる IVA 還付 : Devolución de saldos a favor del IVA por inversión en activo fijo
- ▶ IVA 還付申請 (可能) 額 : IVA acreditable
- ▶ 完全 (確定) 輸入された資産 : Bines importados de forma definitiva
- ▶ 非整合性 : Inconsistencia
- ▶ 対仕入先業務報告書 : Declaración Informativa de operaciones con Terceros (DIOT)

税制・会計 源泉所得税の主な論点

種類	一般 源泉税率	租税条約 ～対日本	租税条約 ～対米国
技術者派遣契約	25%	0%	0%
ロイヤルティ	25% 又は 30%	10%	10%
利子 (国外銀行)	4.9% ～ 30%	10%	4.9%
利子 (銀行以外)	15% 又は 21% 又は 30%	10% (※1) 又は 15%	4.9% 又は 10% 又は 15%

- ▶ 租税条約を適用する場合、相手国の居住者証明等が必要
- ▶ (※1) 設備・機械購入時
- ▶ 税務当局は、関連者間取引に関して、支払先の海外居住者に対して、租税条約の恩恵を受けていることを証明するよう要求可能。この場合、海外居住者は、法定代理人を通じて、その収入はメキシコにおいて課税対象だが租税条約の恩恵を受けており、かつ、当該収入は居住国において益金となることを書面において宣誓する必要有。日本における受取配当金益金不算入制度との関係で、今後の動向に留意が必要

税制・会計 源泉所得税の主な論点

- ▶ 源泉所得税 : Retención de ISR
- ▶ 技術支援 : Asistencia Técnica
- ▶ ロイヤルティ : Regalías
- ▶ 租税条約 : Convenio o tratado fiscal
- ▶ 二重課税防止租税条約 : Tratado para evitar la doble tributación
- ▶ 居住者証明 : Certificado de residencia
- ▶ 関連者間取引 : Operaciones (transacciones) con partes relacionados o intercompañias

税制・会計 配当に関する主な論点(1/2)

- ▶ 税務上の配当可能限度額
 - ▶ CUFIN (インフレ調整済み)の範囲内であれば無税で配当可能(CUFIN を超える分については法人税率 30% が課税される)
 - ▶ CUFIN の計算方法
 - ▶ インフレ調整済み CUFIN = インフレ調整済税務上純益 + インフレ調整済過年度 CUFIN
 - ▶ インフレ調整済税務上純益 = 税務上純益 × インフレ係数
 - ▶ 税務上純益 = 課税所得 + 国内受取配当金 - 支払配当金 - 当期 ISR - 損金不算入 - PTU
- ▶ 海外居住者や個人に支払う配当にかかる源泉税は 10%
 - ▶ 2014 年度以降に発生した税務上の利益(CUFIN)の配当部分に課せられるため、2013 年までの CUFIN と 2014 年以降の CUFIN を分けて管理する必要
 - ▶ 移転価格税制上の調整額も配当とみなされる

税制・会計 配当に関する主な論点(2/2)

- ▶ 日本メキシコ租税条約
 - ▶ 第 10 条の配当に課される源泉税規定
 - ▶ i . 日本居住者への最高税率 : 15%
 - ▶ ii . 日本居住者がメキシコ会社の 25% の株式を前年度末以前 6 ヶ月以上保有していた場合 : 5%
 - ▶ iii . ii . の条件に加え、日本居住法人が株式上場しており、かつ、50% 以上の株式について下記の要件のいずれか、あるいは複合的に満たす場合 : 0%
 - ▶ 政府等の公共機関が保有する場合
 - ▶ 日本居住者の一人以上が保有する場合
 - ▶ 日本居住法人の一法人以上が保有し、かつ、その法人の株式が上場されているか、その法人の 50% 以上の株式が日本居住者の一人以上に保有されている場合
 - ▶ 日本における受取配当金益金不算入制度があるため、今後の動向に留意が必要

税制・会計 配当に関する主な論点

- ▶ 税務上の純利益勘定 : Cuenta de Utilidad Fiscal Neta (CUFIN)
- ▶ 税務上の拠出資本金勘定 : Cuenta de Capital de Aportación (CUCA)
- ▶ 外国居住者 (非居住者) : Residentes en el extranjero (No residentes)
- ▶ 上場株式 : Acciones cotizadas en bolsa

税制・会計 その他の税金

- ▶ 移転価格税制
 - ▶ 売上約 USD 1 百万以上となった翌年度から移転価格スタディを実施し、関連者との取引が独立した第三者との取引と同等の取引金額、価額等となることを証明し、その結果を移転価格レポートとして保存しなければならない
 - ▶ 適切な利益率のレンジを比較対象取引毎に算出
 - ▶ 3 月末までの税務申告でも移転価格に関する記載をしなくてはいけないので、3 月末までに移転価格スタディを用意することが望ましい。
- ▶ 個人所得税
 - ▶ 確定申告期限は 4 月末
 - ▶ 全世界所得に対する申告 (日本で支給されている給与も申告対象)
 - ▶ 累進課税
 - ▶ 3,000,000 ペソを超える部分に対しては、最高税率の 35% が適用される
 - ▶ 日墨租税条約では、引き続き 12 ヶ月で 183 日以上メキシコに滞在する場合、メキシコに課税権があると規定される
 - ▶ 医療費控除・学校授業料控除等各種所得控除あり

税制・会計 その他の税金

- ▶ 移転価格 : Precio de transferencia
- ▶ 比較対象取引 : Transacciones o operaciones comparables
- ▶ 利益率 : Margen de utilidad
- ▶ OECD: Organización para la Cooperación Económica y el Desarrollo (OECD)
- ▶ 市場価格 : Precio de mercado
- ▶ 独立企業間価格 : Precio de partes independientes
- ▶ 法人 : Persona Moral
- ▶ 個人 : Persona Física
- ▶ 累進課税 : Impuesto progresivo
- ▶ 控除 : Deducción

税制・会計 電子会計情報の提出義務(1/2)

- ▶ 電子会計情報
- ▶ 2015年1月から以下の会計情報を税務当局(以下、SAT)が指定するXMLファイル形式でSATへ提出しなければならない

提出書類	必要情報
勘定科目一覧表 (Catálogo de cuentas)	SATが指定する科目分類コードがAnexo24としてSATのHPに添付されている
試算表 (Balanza de comprobación)	期首残高、期中増減、期末残高 年度末残高については税務調整額 税金勘定については、追加情報
仕訳帳(Pólizas)・ 総勘定元帳 (Auxiliares)	勘定科目、補助科目、電子インボイスに関する情報等

- ▶ 提出
 - ▶ インターネット税務アカウント(Buzon tributara)(後述)またはSATのHPからSATに提出

税制・会計 電子会計情報の提出義務(2/2)

▶ 提出期限

提出書類	提出期限
勘定科目一覧表 (Catálogo de cuentas)	最初の勘定科目一覧表は試算表と共に提出 変更があれば、変更の都度
試算表 (Balanza de comprobación)	法人：当月分 翌々月3日 個人：当月分 翌々月5日
仕訳帳(Pólizas)・ 総勘定元帳 (Auxiliares)	SATによる税務調査、IVA 還付・相殺手続きに関する調査 の過程でSATの求めに応じ、提出(SATは仕訳帳に関連 する追加の情報を要求可能(電子インボイス等))

▶ 提出義務の特例

- ▶ 2013年の課税収入が4百万ペソ未満である企業、及び2014年、2015年に納税者番号(RFC)を取得新規企業は、2016年1月分から提出義務発生
- ▶ 2016年1月以降にRFCを取得した企業は、その翌月分から提出義務発生

税制・会計 インターネット税務調査等(2014年税制改正)

- ▶ インターネット税務アカウント(Buzón tributara)の取得
 - ▶ 納税者番号(RFC)を所持している納税者は所有が必要
 - ▶ 税務当局(SAT)から、税務通達、資料要求等のメール
 - ▶ SATのホームページにアカウントがあり、デジタル署名(FIEL)でアクセス可能
 - ▶ 法人は2014年6月30日から、個人は2015年1月1日から運用開始
- ▶ 納税者は、電子会計情報を毎月SATのHPに入力必要
- ▶ 上記会計情報を基にしたインターネット税務調査
 - ▶ SATはインターネット税務アカウントを通じて、インターネット税務調査の結果としての税務債務を通達
 - ▶ 納税者は15日以内に証拠書類をもって反論するか、修正申告
 - ▶ 修正申告した場合、80%の課徴金等が免除
 - ▶ 反論した場合、SATは45日以内に判断
 - ▶ 但し、SATは追加資料要求可能で、この場合、納税者は10日以内に回答
 - ▶ SATは最終書類が整った時点から40日以内に最終判断
 - ▶ SATからの通達を納税者が無視した場合、税務債務は確定されることに注意

税制・会計 電子会計情報とインターネット税務調査

- ▶ 電子会計 : Contabilidad electrónica
- ▶ 勘定科目一覧表 : Catálogo de cuentas
- ▶ 試算表 : Balanza de comprobación
- ▶ 仕分帳 : Pólizas (contables)
- ▶ 総勘定元帳 : Auxiliales
- ▶ インターネット税務アカウント : Buzón Tributario
- ▶ 電子 (デジタル) インボイス : Factura electrónica
- ▶ デジタル (電子) 署名 (サイン) : Firma electrónica (FIEL)
- ▶ 課徴金 : Recargos (junto con Actualizaciones)
- ▶ 税務債務 : Créditos fiscales = Adeudos fiscales

税制・会計 税務監査

- ▶ 下記の要件のいずれかを満たす法人は、その翌年度から公認会計士が署名する税務監査を任意で受けることができる
 - ▶ 売上 100 百万ペソ超
 - ▶ 総資産 79 百万ペソ超
 - ▶ 従業員数 300 名以上
 - ▶ 税務監査を行う場合、会社は 3 月末までに税務申告書を作成・申告し、公認会計士は 6 月末までに税務監査報告書を提出しなければならない
- ▶ 税務監査を行った場合、税務調査は税務監査を行った公認会計士を通して行うこととなる
- ▶ 但し、以下の場合には税務当局が公認会計士を通すことなく、直接会社に対し税務調査を行うことができる
 - ▶ 税務監査報告書提出後に修正申告を行った場合
 - ▶ 領収書発行のためのデジタル印象が無効になった場合
 - ▶ 期限後に税務監査報告書を提出した場合
 - ▶ インターネット税務調査の場合
 - ▶ **税務監査のメリット軽減**

税制・会計 非居住者(個人)が当初株主の場合の注意点

- ▶ 会社設立時にメキシコ非居住者(個人)を株主とした場合、会社設立後に日本や米国親会社へ当該株式を譲渡することが多い
- ▶ 非居住者個人が譲渡者となり、株式譲渡所得に対する納税義務が発生
- ▶ 但し、メキシコ非居住者であるため、メキシコで納税することが物理的に不可能なため、以下の手続きが必要
 - ▶ 法定代理人の選定(株式譲渡契約書作成、POA 証書作成、スペイン語翻訳、アポストイユ証明、公証人による公証化手続きが必要)
 - ▶ 法定代理人が、これから行われる株式譲渡に関する法定代理人であることを SAT へ通知
 - ▶ 株式譲渡実行
 - ▶ **株式譲渡後 15 営業日以内に**、法定代理人が税務申告・納税
 - ▶ 当該申告・納税は非居住者分について、代理で行ったことを記載した Letter を SAT へ提出

税制・会計 会計上の注意点

- ▶ 決算期
 - ▶ メキシコでは 12 月決算しか認められていない
 - ▶ 親会社報告目的のため、3 月仮決算の可能性
- ▶ メキシコ会計基準
 - ▶ ほぼ IFRS と同等
 - ▶ 日系企業が直面する主要な相違点は機能通貨会計
- ▶ 機能通貨会計
 - ▶ 親会社報告目的のため、IFRS や USGAAP にて財務諸表を作成する際、機能通貨会計を適用する場合あり
 - ▶ システム対応含め、検討が必要
- ▶ 退職給付計算には年金数理人による報告書が必要
- ▶ 税効果会計
 - ▶ PTU も課税所得とほぼ同様の計算ロジックで計算するため、PTU に対する税効果の検討

税制・会計 会計上の注意点(勘定科目の特徴)

▶ Complementaria 勘定

- ▶ 外貨建ての残高(銀行預金や売掛金、買掛金等)と一体として利用される勘定
- ▶ 外貨建て勘定と Complementaria 勘定を合計すると、ペソ換算額となるように、Complementaria 勘定を利用する

▶ 例えば、

- ▶ 銀行預金に期末で USD100,000 の残高
- ▶ 為替レートは、1USD=14 MXN
- ▶ 税務上、ペソ建ての申告が必要であることから、試算表もペソ建てで作成
- ▶ 当該銀行預金は、USD100,000×14=MXN1,400,000 の残高

- ▶ この場合、試算表には、以下のように記帳されている

- ▶ 期末の Bank 100,000 が記載されているはずなので、
残高の検証は、Complementaria 1,300,000 残高は両者を合計する必要がある、この
ような使い方

Banco	100,000
Complementaria	1,300,000

税制・会計 会計上の注意点(内部管理資料整備)

▶ メキシコ子会社に日本人経理担当者が赴任するケースは少ない

- ▶ 誰がサポートするのか？

▶ 「メキシコ特有」「メキシコではこれが普通」

- ▶ 日本で当たり前揃えている資料は、メキシコにおいても揃えて当然

▶ 以下のチェックは行っていますか？資料は会社にありますか？

- ▶ 毎月の銀行預金残高と試算表の残高は一致しているか
- ▶ 売掛金の相手先別残高表、年齢調べ表(回収期限毎の残高表)
- ▶ 買掛金の相手先別残高表、支払期限毎の残高表
- ▶ 在庫管理表、帳簿残高は把握できているか？
- ▶ 原価計算の方法は？材料費のみ？労務費、経費は？
- ▶ 実地棚卸の頻度は？誰がいつどのようにカウント、記録、集計？内部監査？
- ▶ 固定資産管理台帳(ペソ記帳は当然必要だが、機能通貨が USD の場合、ドル残高は記帳できるか)
- ▶ 固定資産実査の頻度は？
- ▶ 納税については、誰がチェックするのか？

税制・会計 税務監査、非居住者、会計上の注意点 (1)

税務監査 : Dictamen Fiscal

SIPRED: Sistema de Presentación del Dictamen

▶ SIPIAD: Sistema de Presentación Alternativa al Dictamen

▶ 税務調査 : Auditoría fiscal

▶ 株式譲渡 : Enajenación de acciones

▶ 譲渡者 : Enajenante (ant: Adquiriente)

▶ メキシコ会計基準 : Principio de contabilidad generalmente aceptados (Mexican GAAP) = Normas de información financiera (NIF)

▶ 機能通貨 : Moneda funcional

税制・会計 税務監査、非居住者、会計上の注意点 (2)

▶ 退職給付 (引当金) : Obligaciones laborales (Indemnización laboral, prima de antigüedad etc.) (D-3)

▶ 年金数理人 (保険計理士) : Actuario (de seguros)

▶ 税効果 (繰延税金) : Impuesto diferido (D-4)

▶ 労働者利益分配金 : Participación de los trabajadores en las utilidades (PTU)

▶ 売掛金の年齢 : Antigüedad de cuentas por cobrar

▶ 実地棚卸 : Inventario físico

▶ 固定資産管理台帳 : Registro de activos fijos

EY メキシコ事務所



EY メキシコ事務所 概略

- ▶ EY Mexico は、1934 年より監査、税務、アドバイザー、トランザクション等、様々なサービスをメキシコ企業及び外国企業に提供し、現在では約 2,800 名のプロフェッショナルが 22 の事業所で約 4,500 のクライアントの発展に貢献しています。
- ▶ 国際感覚の保有
 - ▶ EY Global と交換勤務プログラムを実施し、USCPA 資格取得支援及びアメリカ長期語学研修プログラム等を通じて、国際感覚を持った専門の人材を養成。現在では約 30 名がアメリカ、カナダ、イギリス等に勤務
 - ▶ EY メキシコには JBS メキシコ配属の日本人 3 名をはじめ、米国、ドイツ、フランス、中南米出身者が勤務しており、多国籍企業をサポートする体制を確保
 - ▶ 中南米の統括事務所であるメキシコは、各中南米事務所と情報をシェアし、密なコミュニケーションを図り、メキシコだけでなく、中南米に興味のある企業のサポート体制を確保
- ▶ EY Global の全面的な支援
 - ▶ EY Global からの人的資源、ノウハウ、テクノロジー等の全面的な支援を確保
- ▶ 品質及びリスク管理
 - ▶ 世界的に一貫した品質及びリスク管理体制を構築
 - ▶ 経営の透明化及び職業倫理遵守のために制度確立
 - ▶ リーダーシップ強化、対顧客関係・サービス向上、人材確保及び独立性確保を通じた品質強化
 - ▶ 顧客の利害関係を保護するための徹底した統制及び検証の実施

年	主な出来事
1903	Ernst & Ernst 設立(米国)、1924 年に Whinney Smith & Whinney (英国) と提携
1906	Arthur Young & Company 設立(米国)、1924 年に Broads Paterson & Co. (英国) と提携
1934	Rafael、Alfredo Mancera Ortiz 兄弟が Mancera Hermanos y Cia (メキシコ) を設立
1959	Mancera Hermanos y Cia は Arthur Young と提携
1979	Ernst & Ernst は Whinney Smith & Whinney と合併し、Ernst & Whinney となる
1989	Ernst & Whinney と Arthur Young の合併により Ernst & Young 誕生 1959 年の提携により Mancera は Ernst & Young México となる
1990	Ernst & Young México、Freyssinier Morin, S.C. (メキシコ) と合併

EY メキシコの人員	
メキシコ市	1,807
ケレタロ市	97
グアダハラ市	92
その他	883
Total	2,879

EY メキシコ事務所 JBS (Japan Business Service)について

- ▶ 各日系企業の進出場所を考慮し、日系企業に精通したメキシコ人プロフェッショナルを有するチームを担当にします。
- ▶ EY Mexico の JBS には、在墨 35 年以上の JBS ディレクターである松田、日本人米国公認会計士 (US CPA) である大場、新日本有限責任監査法人からの駐在員である日本公認会計士の中岡がおり、日系企業をサポートしております。主として、松田が、税務・通関・移転価格等リスクの高い分野での具体的アドバイスを行なうと共に、大場及び中岡が会計及び税務監査をサポートします。日系企業のニーズに応じ適時的確なアドバイスを含むサポートをすると共に、日系企業とメキシコ人プロフェッショナルとの間に入り、言語及び文化の壁を超えて円滑にサポートします。
- ▶ 会計監査 (MEX GAAP / US GAAP / IFRS)、内部統制監査 (J-SOX / US-SOX)、法定税務監査、移転価格サービス、M&A、DD 等に加え、会社設立、メキシコの複雑な税制 (ほぼ毎年の税制改革) に起因する税務訴訟やリスクの高い貿易通関 (一時輸入・マキラドーラ等メキシコ特有の優遇貿易政策) ・付加価値税等の申告手続き等も日本語でサポートします。
- ▶ 日系企業担当メキシコ人チームは日系企業の経験が豊富で、日系企業を十分に理解しています。期限を厳守することや、事前の打ち合わせを心がけ、突然の資料要求や問題点の指摘がないよう、またメキシコでよく起こる問題 (会計、税務、内部統制、ビジネス等) を踏まえて、業務を実施します。
- ▶ EY Mexico の JBS 日本人スタッフは、メキシコシティ事務所にて勤務しております。日系企業が多く進出している都市 (クエルナバカ、ケレタロ、レオン、イラプアト、サンルイスポトシ、アグアスカリエンテス、グアダラハラ、モンテレイ等) へは頻繁に訪問しておりますので、適時にサポートすることが可能です。
- ▶ JBS の日本人スタッフは日本語、英語に加え、スペイン語を流暢に話すことができます。成功の鍵となるメキシコ人プロフェッショナルとの緊密なコミュニケーションをとることにより、適時的確なサポートが可能となっております。

EY メキシコ JBS 提供サービス一覧



EY メキシコ JBS 提供サービス一覧

① 進出支援マップ



EY メキシコ JBS 提供サービス一覧

② 会社設立後のサービス



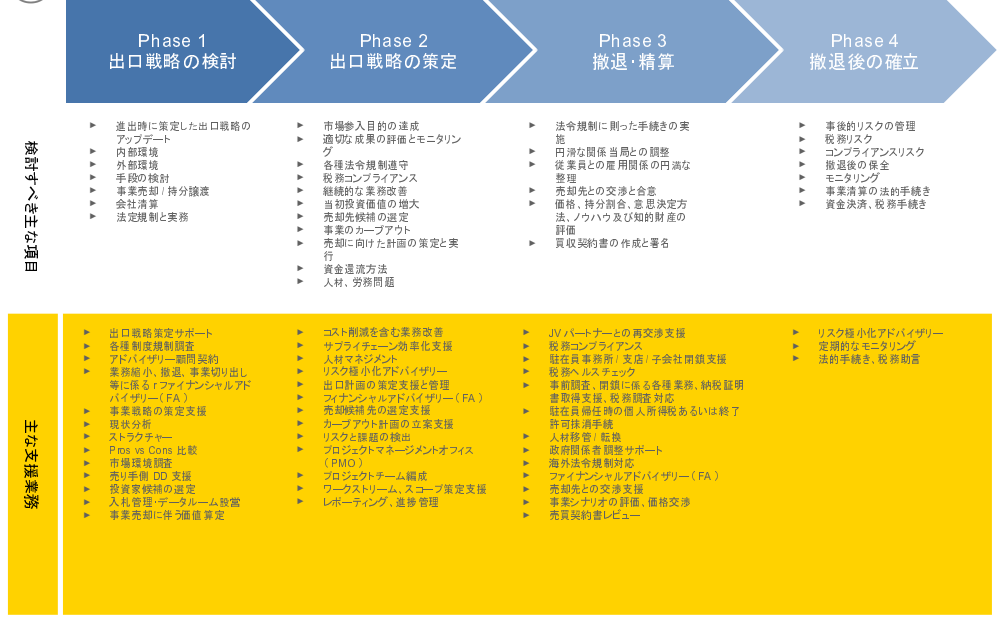
EY メキシコ JBS 提供サービス一覧

③ 海外 M&A 支援マップ



EY メキシコ JBS 提供サービス一覧

④ 海外市場からの出口戦略支援マップ



JBS メキシコについて

JBS メキシコ主要メンバーのご紹介



ホセ・サンチェス
(José Sánchez)
監査 パートナー
JBS メキシコ及び中米リー
ダー
(52) 55-5283-1428
jose.sanchez@mx.ey.com

- ▶ 1982年にメキシコ事務所に入所
- ▶ メキシコ企業の監査を受け持つと
共に約15年間JBSのパートナー
として日系企業を担当しており、
日系企業監査経験が豊富
- ▶ メキシコ公認会計士



ラウル・モレノ
(Raúl Moreno)
税務 パートナー
メキシコ税務担当
(52) 55-1101-8434
raul.moreno@mx.ey.com

- ▶ 1992年にメキシコ事務所に入所
- ▶ メキシコ税務のアドバイザー業
務、タックス・プランニングの経
験が豊富
- ▶ メキシコ公認会計士



松田 佳行
(Yoshiyuki Matsuda)
JBS ディレクター
(52) 55-5283-1482
yoshiyuki.matsuda@mx.ey.com

- ▶ 1995年よりメキシコ事務所にコン
サルタントとして入所
- ▶ メキシコでの会社設立や貿易・通
関、移転価格など幅広く現地日系
企業をサポートしている
- ▶ ビジネス開発部ディレクターとし
て、日系企業への様々なサービス
をコーディネートし総合的にビジ
ネスサポートを行う



大場 良 (Ryo Oba)
監査 シニアマネージャー
(52) 55-1101-6433
ryo.oba@mx.ey.com

- ▶ 2003年にNY事務所に入所、2年
のメキシコ駐在を経て、2009年
にメキシコ事務所に入所
- ▶ US GAAP, MEX GAAP, IFRS に
よる監査業務を中心に日系企業を
サポート、また SEC 上場のメキ
シコ企業のレビューにも携わる
- ▶ 米国公認会計士



中岡 秀二郎
(Hidejiro Nakaoka)
監査 マネージャー
(52) 55-1101-6408
hidejiro.nakaoka@mx.ey.com

- ▶ 2003年に新日本監査法人 (現新
日本有限責任監査法人) に入所
- ▶ 製造業、小売業、金融業等の監査
業務に従事しながら、IPO 支援、
IFRS 導入支援業務にも携わる
- ▶ 2012年8月より、メキシコ事務
所へ駐在員として赴任。監査業務
を中心に日系企業のサポートに従
事。
- ▶ 日本公認会計士

メキシコシティ事務所住所: Av. Ejército Nacional No.843-B Torre Paseo, Antara Polanco Col
Granada 11520, México D.F.
電話番号(代): (52) -55-5283-1300

Ernst & Young

Audit | Advisory | Tax-Legal | Transactions

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, advisory, tax-legal and transaction services. Worldwide, our 152,000 professionals are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information please visit www.ey.com/mx

© 2013 Mancera, S.C.
Member of Ernst & Young Global
All rights reserved

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited does not provide services to clients.

NUESTRAS OFICINAS	CLAVE	TELÉFONO	NUESTRAS OFICINAS	CLAVE	TELÉFONO
AGUASCALIENTES	449	912-82-01	MEXICALI	686	568-45-53
	998	884-98-75		55	5283-13-00
CANCÚN	614	425-35-70	MÉXICO, D.F.	81	8152-18-00
	656	648-16-10	MONTERREY	642	422-70-77
CHIHUAHUA	644	413-32-30		222	237-99-22
	667	714-90-88	NAVOJOA	442	216-64-29
CIUDAD JUÁREZ	33	3884-61-00		899	929-57-07
	662	260-83-60	PUEBLA	444	825-72-75
CIUDAD OBREGÓN	477	717-70-62	QUERÉTARO	664	681-78-44
CULIACÁN	668	818-40-33		871	713-89-01
	999	926-14-50	REYNOSA	229	922-57-55
GUADALAJARA			SAN LUIS POTOSÍ		
HERMOSILLO			TIJUANA		
LEÓN			TORREÓN		
LOS MOCHIS			VERACRUZ		
MÉRIDA					